

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

■ 自己資本比率規制の第3の柱 (市場規律) に基づく開示

銀行法施行規則(1982年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第34条の26第1項第4号ハに規定する自己資本の充実の状況について、金融庁長官が別に定める事項(2014年2月18日 金融庁告示第7号)として、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

なお、本開示における「持株自己資本比率告示」及び「告示」は、2006年3月27日 金融庁告示第20号を指しております。

I 自己資本の構成に関する開示事項

1. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しており、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度中間期
コア資本に係る基礎項目(1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	283,315
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,423
うち、利益剰余金の額	229,706
うち、自己株式の額(△)	365
うち、社外流出予定額(△)	2,449
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	313
うち、為替換算調整勘定	—
うち、退職給付に係るものの額	313
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	482
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15,652
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15,652
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	46
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	576
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	87
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	300,473
コア資本に係る調整項目(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,348
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,348
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
退職給付に係る資産の額	11,629
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13,978
自己資本	
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	286,495
リスク・アセット等(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	3,101,823
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,568
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,568
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	117,998
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3,219,821
連結自己資本比率	
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	8.89

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

II 定量的開示事項

1. その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2023年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オンバランス）項目】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	220	8
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,364	54
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
地方公営企業等金融機構向け	481	19
我が国の政府関係機関向け	24,331	973
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	28,796	1,151
法人等向け	1,330,711	53,228
中小企業等向け及び個人向け	569,271	22,770
抵当権付住宅ローン	275,704	11,028
不動産取得等事業向け	398,362	15,934
三月以上延滞等	2,370	94
取立未済手形	39	1
信用保証協会等による保証付	26,710	1,068
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	141,648	5,665
上記以外	126,322	5,052
証券化	196	7
外部格付準拠方式	189	7
標準的手法準拠方式	7	0
1250%のリスクウェイト	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	131,119	5,244
ルック・スルー方式	131,119	5,244
マンドート方式	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—
資産（オンバランス）計	3,057,652	122,306
【オフバランス取引等項目（主な内訳）】		
原契約が1年以下のコミットメント	2,711	108
原契約が1年超のコミットメント	25,522	1,020
信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,093	203
オフバランス取引等 計	41,695	1,667
CVAリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	2,238	89
中央清算機関関連エクスポージャー	237	9
合 計	3,101,823	124,072

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

(2) 総所要自己資本額

(単位：百万円)

項 目	2023年度中間期
	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	124,072
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	4,719
合 計	128,792

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

3. 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高

【2023年度中間期】

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国	内	計	6,801,500	5,503,942	1,218,744	78,814
国	外	計	47,510	3,604	43,905	0
地	域	別 合 計	6,849,011	5,507,546	1,262,650	78,814
製	造	業	759,494	694,640	64,854	—
農	業、	林 業	2,461	2,049	411	—
漁		業	180	180	—	—
鉱	業、	採石業、砂利採取業	3,229	3,226	3	—
建	設	業	349,009	322,695	26,313	—
電	気・ガス・熱供給・水道業		156,252	92,557	63,694	—
情	報	通 信 業	48,079	34,648	13,431	—
運	輸 業、	郵 便 業	225,976	200,921	25,055	—
卸	売 業、	小 売 業	639,941	613,128	26,813	—
金	融 業、	保 険 業	1,501,031	1,059,788	364,387	76,854
不	動 産 業、	物 品 賃 貸 業	689,489	649,711	39,777	—
各	種	サ ー ビ ス 業	354,557	339,721	14,835	—
国、	地 方	公 共 団 体	645,508	89,903	555,604	—
個		人	1,273,134	1,273,134	—	—
そ	の	他	200,665	131,238	67,467	1,959
業	種	別 計	6,849,011	5,507,546	1,262,650	78,814
1	年	以 下	889,965	791,472	69,032	29,460
1	年	超 3 年 以 下	567,295	409,197	157,157	940
3	年	超 5 年 以 下	732,838	446,115	285,725	997
5	年	超 7 年 以 下	624,694	444,594	179,795	303
7	年	超 10 年 以 下	742,368	638,360	103,169	838
10	年	超	2,139,856	1,827,578	266,735	45,542
期	間	の 定 め の な い も の	1,151,991	950,226	201,033	730
残	存	期 間 別 合 計	6,849,011	5,507,546	1,262,650	78,814

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

			三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注1)
			2023年度中間期
国	内	計	9,372
国	外	計	—
地	域	別 合 計	9,372
製	造	業	1,460
農	業、	林 業	—
漁		業	4
鉱	業、	採石業、砂利採取業	—
建	設	業	620
電	気・ガス・熱供給・水道業		3
情	報	通 信 業	—
運	輸 業、	郵 便 業	243
卸	売 業、	小 売 業	3,651
金	融 業、	保 険 業	—
不	動 産 業、	物 品 賃 貸 業	1,690
各	種	サ ー ビ ス 業	549
国、	地 方	公 共 団 体	—
個		人	1,149
そ	の	他	—
業	種	別 計	9,372

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

2. 各子銀行単体を合算し開示しております。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2022年度中間期	—	—	—
	2023年度中間期	15,102	25	15,127
個別貸倒引当金	2022年度中間期	—	—	—
	2023年度中間期	12,473	858	13,332
特定海外債権引当勘定	2022年度中間期	—	—	—
	2023年度中間期	—	—	—
合 計	2022年度中間期	—	—	—
	2023年度中間期	27,576	883	28,460

(4) 個別貸倒引当金の業種別内訳と期中増減額

【2023年度中間期】

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
製 造 業	3,288	3,345	3,288	3,345
農 業、 林 業	4	4	4	4
漁 業	3	2	3	2
鉱業、採石業、砂利採取業	4	3	4	3
建 設 業	966	996	966	996
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	102	78	102	78
運 輸 業、 郵 便 業	400	625	400	625
卸 売 業、 小 売 業	3,583	4,097	3,583	4,097
金 融 業、 保 険 業	16	14	16	14
不動産業、物品賃貸業	848	878	848	878
各 種 サ ー ビ ス 業	1,996	1,969	1,996	1,969
国、地方公共団体	—	—	—	—
個 人	191	186	191	186
そ の 他	—	—	—	—
業 種 別 計	11,407	12,201	11,407	12,201

(注) 各子銀行単体を合算し開示しております。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(5) 業種別の貸出金償却

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	2023年度中間期	
製 造 業	—	—
農 業、 林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—
卸 売 業、 小 売 業	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	—	—
国、地方公共団体	—	—
個 人	—	—
そ の 他	—	—
業 種 別 計	—	—

(注) 各子銀行単体を合算し開示しております。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1250%のリスク・ウェイトを適用した額

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法の効果を勘案した後の エクスポージャーの額	
	2023年度中間期	
	格付適用	格付不適用
0%	216,458	1,649,392
10%	31,798	361,755
20%	382,084	113,385
35%	—	784,722
50%	443,715	26,754
75%	18,211	701,009
100%	125,790	1,667,325
150%	6,282	24,085
250%	—	5,577
1250%	—	—
合 計	1,224,342	5,334,010

(注) 子銀行以外では信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、各子銀行単体を合算し開示しております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2023年度中間期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	233,202
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	916,103

(注) 子銀行以外では信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、各子銀行単体を合算し開示しております。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	2023年度中間期
グロス再構築コストの額	5,141
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	12,754
派生商品取引	12,754
外国為替関連取引	1,527
金利関連取引	6,237
株式関連取引	1,439
その他のコモディティ関連取引	3,550
クレジット・デリバティブ	0
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	12,680

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。

2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

クレジット・デリバティブの種類	2023年度中間期	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—
トータル・リターン・スワップ	—	—
合 計	—	—

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 持株会社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーの取組みはありません。

(2) 持株グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

イ 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

原資産の種類	2023年度中間期 証券化エクスポージャーの額	
	うち再証券化 エクスポージャーの額	
商業用不動産	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	50	—
クレジットカード	—	—
法人向け貸出	—	—
その他	500	—
合計	550	—

(注) 保有する証券化エクスポージャーの額は、すべてオンバランス取引に係るものです。

ロ 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

【2023年度中間期】 (単位：百万円)

	エクスポージャーの額		所要自己資本	
	うち最証券化 エクスポージャー		うち最証券化 エクスポージャー	
15%以下	50	—	0	—
15%超～50%以下	500	—	7	—
50%超～100%以下	—	—	—	—
100%超～200%以下	—	—	—	—
200%超～420%以下	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	550	—	7	—

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

ハ 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
該当ありません。

ニ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスクの削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等の中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2023年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	294,169	—
上記に該当しない出資等	5,456	—
合計	299,625	—

(2) 出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

2023年度中間期	
売却損益額	2,639
償却額	46

(3) 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額、中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度中間期
中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	84,549
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

計算方式	2023年度中間期
ルック・スルー方式	182,425
マンドート方式	—
蓋然性方式(250%)	—
蓋然性方式(400%)	—
フォールバック方式(1250%)	—
合計	182,425

9. 金利リスク

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク		
項番		ΔEVE
		2023年度中間期
1	上方パラレルシフト	22,381
2	下方パラレルシフト	0
3	スティープ化	23,742
4	フラット化	
5	短期金利上方	
6	短期金利低下	
7	最大値	23,742
		2023年度中間期
8	自己資本の額	286,495